

第245回岡山県内水面漁場管理委員会  
議事録

令和5年10月27日（金）



【第245回岡山県内水面漁場管理委員会】

1 日 時 令和5年10月27日（金）13時30分～15時55分

2 場 所 児島湾漁村センター  
岡山市北区丸の内1丁目9番6号

3 出席者

[委 員]

会 長	加藤 卓夫		
副 会 長	友保礼次郎		
委 員	小上 廣	小椋 啓吾	
	高野 宏	中田 公人	
	畠山 洋子	三村 聚	
	山野井英夫	米澤 正治	

計10名

[水産課]

水産課長	石飛 博敏	総括参事	濱崎 正明
主 幹	弘奥 正憲	主 任	村山 史康

[事務局]

事務局長	丹羽 直樹	副 参 事	古村 振一
------	-------	-------	-------

4 審議事項

第1号議案 増殖指示量の再検討について  
(結果) 継続審議

## 5 内 容

### 【丹羽局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から第245回岡山県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

私は、本年度からこの委員会の事務局をさせていただいております丹羽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は10名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、加藤会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

### 【加藤会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員さんを私の方から指名させていただきます。三村委員、米澤委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「増殖指示量の再検討について」審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

### 【弘奥主幹】

(増殖指示量の概要とこれまでの経緯について説明した。)

### 【加藤会長】

ただいま説明を受けました増殖指示量の概要とこれまでの経緯につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

### 【全委員】

ありません。

### 【加藤会長】

御意見、御質問もないようですので、アマゴについて説明をお願いします。

### 【弘奥主幹】

(アマゴの調査結果及び増殖指示量の見直しの考え方について説明した。)

### 【加藤会長】

ただいま説明を受けましたアマゴの調査結果及び増殖指示量の見直しの考え方につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

### 【山野井委員】

アマゴについては、増殖指示量より少ない量を放流した漁協はなく、指示量の数倍を放流した漁協もあります。増殖と言うより遊漁者に来てもらいたいという経営判断を優先しているようです。今回、増殖指示量を減らしてもこの傾向が継続するのではないのでしょうか。

### 【濱崎総括参事】

山野井委員の言われているとおりでと思います。アマゴは遊漁者の人気も高いため、経営的なことから放流量が多くなっているのは事実です。

しかし、増殖指示量は、資源を維持する最低限の量と考えており、多く放流するのは漁協の経営判断になると思います。

**【加藤会長】**

増殖指示量は、最低義務放流量であると思っています。多く放流すれば資源が維持できるという考え方を否定するわけではないですが、漁協の経営判断で指示量を大きく上回る放流を行っている実態があることも事実です。

指示する目的は、最低義務放流量を維持することであると考えています。これから先、漁協の経営が厳しくなっていく中で、最低義務放流量を維持して漁協の経営を継続してほしいという願いをこめた、今回の指示量の案と思っています。

**【三村委員】**

漁協によっては9月に稚魚放流、解禁直前の成魚放流の2種類行っています。どちらが良いというわけではないですが、放流尾数としては大きく違っています。これについてどう考えていますか。

**【濱崎総括参事】**

稚魚放流、成魚放流が行われていることは承知しています。個々の漁協によっても違うので、これを計算式に盛り込むことは難しいです。考え方としては、釣られていなくなる分については放流して補充するというものです。放流するタイミングは、漁協の判断で行ってもらうことになります。

**【弘奥主幹】**

補足となりますが、現在のアマゴ放流重量の9割以上が成魚放流となっています。実態に則した放流サイズを計算式に入れて、今回の案を提示しています。

**【米澤委員】**

アマゴの釣獲率の算定はどのように算出したのですか。

**【濱崎総括参事】**

個別に釣られた量を調査して算出はしていません。文献や、過去の知見を参考として65%を算出したものです。

**【米澤委員】**

河川によって、釣獲率は異なることもあるということですね。

関係者に聞いたところ、新見では、アマゴは以前よりたくさん釣れていると言っています。

**【高野委員】**

個体数を維持するという観点でみると、指示量の2倍以上放流しても悪影響はないのですか。

**【濱崎総括参事】**

この計算値の考え方は、釣られていなくなった分を放流するということです。多くの魚を放流しても生息できるということは、環境収容力がある川であると考えられます。

**【高野委員】**

指示量より多く放流しないと維持できないというわけではないということですね。わかりました。

**【加藤会長】**

最低義務放流量は漁業権者である漁協に放流していただき、指示量以上に多く放流することについては、漁協の経営判断に任せるということでいいのではないかと考えています。

**【三村委員】**

放流する種苗は、全て成魚放流でも良いのですか。

**【濱崎総括参事】**

県としては、稚魚、成魚の方法は指定していません。漁獲された分を放流するという事になります。

**【三村委員】**

成魚放流のみでも良いということですね。

**【濱崎総括参事】**

漁協の経営判断となります。

**【島山委員】**

放流するアマゴはどこから持ってくるのでしょうか。どこで育てられたものなのでしょうか。また、生態系に影響はないのでしょうか。

**【三村委員】**

養殖業者から買って、放流しています。

**【友保委員】**

以前に県が、天然（原種）アマゴの調査を行ったことがあり、その系統のアマゴを用いて種苗生産を行っていた養魚場がありました。現在ではいろいろなアマゴと掛け合わせて種苗生産されているので、系統ははっきりしていません。

**【山野井委員】**

パーマークがきれいな種苗が好まれるため、その形態を選別して育てていたようです。最近では朱点が非常にきれいなものが多いようです。

**【友保委員】**

山野井委員が言われるように、成魚放流では、朱点の非常に赤いはっきりとした魚が多いようです。

**【濱崎総括参事】**

漁協によっては、支流の源流に近いところにはアマゴを放流していない場所があります。そういう場所には、天然のアマゴに近い魚が生息しています。

**【友保委員】**

奥津の管内にも、支流には放流していない場所があります。他の漁協でもそのような場所がありましたが、アマゴが減って仕方なく放流した場所もあります。私の漁協は、秋に稚魚放流もします。自然環境にもよりますが、生残率を考えるとリスクが大きいと思います。リスクは大きいけれど稚魚放流を続けていきます。成魚放流した魚の多くは釣られてしまうと思っています。

**【小椋委員】**

感覚的なものでもいいのですが、放流したアマゴのどれくらいが釣られていると思われませんか。

**【友保委員】**

気象条件にもよりますが、8割くらいは釣られているのではないかと思います。

**【三村委員】**

個人的には、稚魚放流の方が良いと思っていますが、成魚放流でも仕方がないのかとも思っています。

**【友保委員】**

9月以降に稚魚を放流します。9月はアマゴの禁漁期間ですが、密漁で釣られることもあります。発眼卵放流も行ったことがありますが、生き残ることはかなり難しいと思います。

漁協側から言わせてもらおうと、経済的な問題が1番大きいので、放流量もそれを加味していただければありがたいです。

**【加藤会長】**

それでは、いろいろと意見がありましたが、アマゴについては見直し案のとおり、来年度の増殖指示量といたします。

続いてアユの増殖指示量について説明をお願いします。

**【弘奥主幹】**

(アユの調査結果及び増殖指示量の見直しの考え方について説明した。)

**【加藤会長】**

アユの増力指示量の見直しについての説明がありましたが、アマゴ以上に実態調査の結果を反映している内容となっております。令和元年以降、15漁協のうち、9漁協が増殖指示量が減ったときに放流量を減らしていますが、約半数の漁協は、指示量以上に放流している実態があります。アユの増殖指示量見直しに関して、御意見、御質問がありましたらお願いします。

**【山野井委員】**

アユの場合は増殖指示量を基礎数値として推定していますが、実放流量を基礎数値とすることは出来ないのですか。

**【弘奥主幹】**

実際の放流量を加味した考え方も検討しましたが、頑張っって多く放流している漁協が2漁協あるため、これを基準にすると他の漁協の数字が多くなり、経営的に厳しい漁協にとっては難しくなると考えたので、増殖指示量を用いています。

**【山野井委員】**

アマゴの場合は自然河川の生息密度から算出していますが、アユの場合は生息密度からは計算しないで、増殖指示量を基礎数値として推定しているのはなぜですか。

**【濱崎総括参事】**

アユについては、アマゴのように手付かずの河川はありません。調査を行った河川でも、放流した数によって密度が異なるので、先ほど弘奥主幹が説明したとおり、増殖指示量を基礎数値として推定しております。

**【山野井委員】**

解禁時の生息密度の推定の資料はなくても良いのではないですか。

**【濱崎総括参事】**

基礎数値として解禁時のアユの平均密度の推定値を用いていますが、数字を記載するだけでは、なぜこの値になったのか、委員の皆さんに御理解いただけないと思ったので推定の方法を付けさせていただきました。

**【加藤会長】**

継続的にアユ放流を続けることが出来る最低限のことを考慮して、現在の増殖指示量をベースに実態調査の結果等を加味し、調整案を反映させたものが今回提示している増殖指示量の見直し案となっています。

漁業法では、水産動物を増殖をする場合でなければ漁業権を免許してはならないとされていますが、水産庁の技術的助言の中に、漁協の経済的負担能力を勘案することの記載があるので、これも無視できないこととなります。

**【中田委員】**

漁協の立場から言わせてもらおうと、種苗が必ず手に入るという保証がないので、出来るだけ低い増殖指示量を設定してほしいと思います。漁協も放流量を確保するために努力はしなければならぬのですが、低く増殖指示量を設定していただいて、漁協に余裕があればそれ以上の量を放流すれば良いと思っています。

高梁川漁協ではアユの種苗生産を行っていますが、安定して供給できるわけではありません。毎年、種苗が余ったり足りなかったりしています。

**【友保委員】**

先日、吉井川水系の6漁協で流域会議があり、ある漁協から増殖指示量を少なくしてほしいという要望がありました。

**【濱崎総括参事】**

アユの收容能力が低い河川では、増殖指示量を減らしていますし、経営状況を勘案して、現状の増殖指示量よりも減少させた案を提示しております。

**【友保委員】**

経営が厳しい漁協のアユの増殖指示量を少なくすることは、可能ですか。

**【濱崎総括参事】**

特定の漁協のみ、大きく増殖指示量を減らすことはできません。全漁協統一の基準で行うこととなります。今回提示した増殖指示量は案ですので、今回提示した増殖指示量でも高すぎるという御意見があれば、他の要因を加味することも考えられます。

**【友保委員】**

今回、増殖指示量を決定するわけではないと言うことでしょうか。

**【濱崎総括参事】**

そのとおりです。例年12月に増殖指示量の委員会指示を決定しており、11月下旬と、12月中旬の2回、委員会の開催を予定しております。12月に増殖指示量を決定したいと考えています。

**【山野井委員】**

漁協の経営面を考慮するには、各漁協の意見を聞かなければならないのではないのでしょうか。

**【加藤会長】**

個別に対応すべきではないと思っています。漁協の意見を個別に聞いて対応することは、内水面漁場管理委員会の検討事項ではないと考えています。

漁業権の存続期間が10年間で、法改正により5年毎に見直すということですが、増殖指示量は最低義務増殖量と思っています。

**【友保委員】**

漁協の経営が5年維持できるかどうかという状況にあります。危機的な漁協もあることを認識していただければと思います。

**【加藤会長】**

漁協が放流できない状況となれば、この委員会でよりよい案を考えていくことになると思います。個別に増殖指示量を減らすことはできません。全漁協統一の基準で行うこととなります。

**【高野委員】**

令和元年度に増殖指示量の見直しを行って、全ての漁協で増殖指示量を減らしていますが、平成26年度には、旭川南部漁協と芳井町漁協の2漁協だけアユの増殖指示量を減らしていますが、理由はどのようなことでしょうか。

**【濱崎総括参事】**

旭川南部漁協は、漁業権区域の縮小で河川面積が減少したため、芳井町漁協は経済的な要因で減らしたと記憶しています。

**【弘奥主幹】**

平成26年度以降も漁協から、増殖指示量を放流することが厳しいので数量を減らしてほしいとの要望がありましたが、内水面漁場管理委員会の考え方として全県統一に行うこととした経緯があります。

**【濱崎総括参事】**

今回の漁業権の切替で、現状の指示量が変わらない漁協と減少した漁協がありますが、県全体で見ると増殖指示量は減っています。個別に対応することは公平性に欠けると考えています。

**【米澤委員】**

漁協の経済状況が判りませんが、経営的に厳しい漁協があるのに増殖指示量を決めてしまうことに疑問があります。今後10年間、漁協が継続して放流できることが重要ではないのでしょうか。

**【友保委員】**

今回の案の増殖指示量には、各漁協の漁協の決算、経営状況を加味しているのでしょうか。

**【濱崎総括参事】**

加味していません。

**【加藤会長】**

5年後に漁業権の見直しをすることになるため、今後の5年間で各漁協が増殖指示量を履行できるかどうかを見極める必要があると考えています。漁協の経営状況を個別に判断することにはならないと思います。いろいろな制約がある中で委員会指示をどう位置付けるかを求められていると考えています。

**【三村委員】**

漁協によって、増殖指示量の達成の方法が、アユの稚魚を購入して放流、稚魚を購入した後に中間育成して放流、種苗生産から行って放流するなど、方法が違いますが、増殖指示量案に加味されていますか。

**【濱崎総括参事】**

放流方法の違いについては、今回の見直しには加味していません。

**【友保委員】**

今回の増殖指示量の案を、吉井川流域の漁協に示してあげてもいいですか。

**【加藤会長】**

増殖指示量は、生息密度、環境区分別の河川面積を加味した考え方で内水面漁場管理委員会で検討していることを伝えることはかまわないと思います。

**【濱崎総括参事】**

5年前と同様に、種苗の単価、遊漁者数の減少割合を加味した考え方を導入することも案の1つです。

**【三村委員】**

増殖指示量を減らしてほしいという意見が出るのは、前年度の遊漁料等の収入によるもので、漁協の意見は毎年変わると思います。

**【友保委員】**

現実には、遊漁者、組合員ともに減少しています。組合員の中でもアユ釣りをする人は減っています。

**【加藤会長】**

新しい案がありますか。

**【友保委員】**

漁協にヒアリング等を行えば案が出るかもしれませんが、今のところはありません。

**【加藤会長】**

県として、経営が厳しい漁協に個別に相談に応じることは可能ですか。

**【石飛課長】**

先ほどあったように、全漁協統一的去るようになりますので、漁協の個別相談に応じることは現実的でないと思います。

今回の提案でも、全体的には増殖指示量を減らしていますが、さらに物価高に影響で負担が増加し放流量が確保できないようなら、全県的に下げることは可能であると考えていますが、個別の対応は内水面漁場管理委員会としてふさわしくないと考えます。

**【中田委員】**

1、2年放流量が増殖指示量を達成できなくても、漁業権を取り上げることにはならないのであれば、達成できない漁協の事情を理解していただくことが大切ではないでしょうか。以前から「増殖指示量を減らしてくれませんか」という話がありました。

**【加藤会長】**

増殖指示量の見直しも、5年後に検討することになるのでしょうか。

**【濱崎総括参事】**

漁業権の見直しを行う必要がありますので、増殖指示量もセットになると考えています。

**【加藤会長】**

今回の見直しの考え方をどのように漁協へ伝えるかを含めて、アユについては継続審議とします。

続いて、その他の魚種について説明をお願いします。

**【弘奥主幹】**

(別添資料のウナギ、ハエ、フナについて説明した。)

**【加藤会長】**

何か御質問等がありますか。

**【三村委員】**

ハエについては、種苗が確保できない状況となっています。

**【濱崎総括参事】**

産卵場造成をすることで放流したものと見なすこととなっています。これは変わっていません。

**【友保委員】**

ウナギも種苗の価格が高騰して、手に入りにくくなってきていますが、現状どおりで良いと思います。

**【加藤会長】**

それでは、その他の魚種については、現状どおりとしたいと思います。

以上で議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

**【古村副参事】**

次回の委員会の開催は、11月下旬を予定しております。日程については後日、調整をさせていただきます。議題は、増殖指示量の再検討、内水面共同漁業権免許、遊漁規則の認可を予定しております。

**【加藤会長】**

それでは、これをもちまして、第245回岡山县内水面漁場管理委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：15時55分

---

---

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和5年10月27日

会 長

---

議事録署名委員

---

議事録署名委員

---